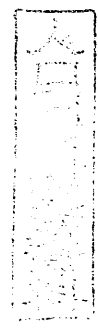


B5D.61  
三  
12

昭和三十三年四月二十六日



# 人口問題審議会第十二回総会議事速記録

於 三和銀行新橋支店会議室

G

人口問題審議會第十二回總會議事速記録

昭和三十三年四月二十六日(金)

於 三和銀行新橋支店

一 開 会 午後一時五分

一 議 事

一 閉 会 午後二時四十五分

出席者 (五十音順)

委員

飯 沼 一 省 賀 川 豊 彦

木 村 忠 二 郎 (代) 澤 田 節 藏

下 村 宏 永 井 亨

浜 口 雄 彦 藤 山 俊 一 郎 (代)

村 瀬 直 養 諸 井 貫 一 (代)

専門委員

北 岡 寿 逸

黒 木 利 克

加 用 信 夫(代)

幹 事

磯 野 太 郎(代)

橋 本 寿 三 男(代)

村 上 茂 利(代)

参 考 人

文部省関野調査局企画課長

三 原 信 一  
本 多 龍 雄

山 田 眞 澄(代)  
松 岡 亮(代)

昭和三十三年四月二十六日（金）

人口問題審議会第十二回総会議事録

於三和銀行會議室

午後一時五分開議

○黒木専門委員　それではこれから開会いたします。

○永井会長代理　下村会長は少し遅刻して参られるそうであります。私にかわつて議事を進めておいてくれということでございます。

きようは文部省から企画課長がお見えになりました。これで公聴会は終るわけでございます。どうか文部省の方から一つお願いいたします。

○関野文部省企画課長　私文部省の企画課長の関野であります。本日は人口問題研究会からお出しになられました潜在失業対策に関する決議につきまして文部省側の意見を徴されるためにわざわざお集まり願ひまして恐縮に存じております。私通

任とは思いませんが、命せられるままに奉知しておることを、あるいは見解などを申し上げたいと存する次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに教育人口の問題を少しく申し上げます。と申しますのは戦後の異常な教育人口の状態と教育の問題でございますが、初めに小学校の児童数を申し上げますと、御承知のような戦後の異常な出生増加、いわゆる出生ブームと言われておりますが、これに伴いまして、現在の小学校の児童数は非常に膨張しておるのでございまして、それを数字的に申し上げますと、ちよつとくどいかもしれませんが、昭和二十六年には一千四百四十万、二十七年には少しく減少いたしました。一千九百十万、順次増加して参りまして二十八年には一千百二十万、さらに二十九年には一千百七十万、三十年には一千二百二十万、三十一年におきましては一千二百六十万、三十二年、本年度におきましては一千三百万、明年以降は推計でございますが、三十三年度におきましては一千三百五十三万、三十四年度におきましては一千三百三十万、三十五年度におきましては一千二百五十八万、三十六年度に

おきましては一千百七十万、三十七年度においては一千百万、すなわち三十三年  
度が一応二千三百五十三万という数字でございまして、これがいわゆるピークで  
ございまして、小学校におります児童数のピークが、三十三年まではずっと上って  
おりますが、それを境といたしまして順次下降してくる、こういう状況でありま  
す。この数字でおわかりになりますように、児童数はここ数年来ずっと増加を続  
けて参りました。三十三年度において千三百五十万という、戦前、戦後最高の数  
を示すのでございます。このような児童数の増加は小学校における二部授業、あ  
るいはすし詰め授業、一クラス七十名というようになすし詰め授業の不正常とい  
いますか、アブノーマルな学級を発生せしめておりますし、また教授、訓育の上か  
らも非常な不備、不足となつて、教育上ゆゆしい問題となつておるわけでござい  
ます。しかしこの増加は三十四年度から下り坂となつて参ります。問題は教員の  
需要でございまして、三十三年がピークで、三十四年から順次下降して行く。そ  
ういった場合に、教員の方の需要は一応ピークをとらないで、かえつて下の方

を押えております。一応ピークをもって採用いたしますと、将来減少して参りますから、いわゆる教員の首切りというような問題も起りますので、そういうことを避けまして、また財政上の問題もございまして、現在の二部授業、すし詰め授業ということもわかつておりますが、教員の採用ができないでおる状況でござい

ます。その次に中学校の生徒数でございしますが、中学校の生徒数の動向につきましては順次小学校とずれがございまして、昭和二十二年に四百三十二万でありましたものが順次増加いたしましたし、二十六年度は多少減少いたしましたか二十七年度から増加し始めまして、三十一年度には五百九十六万になり、さらに三十四年度まで減少し、三十五年度からは急激な増加をし始めまして、三十七年度にはいわゆるピーク、戦後最高の七百三十二万という数字になりました、それ以降減少するのでございします。それを、くどいようでございしますがちよつと数字を申し上げますと、二十二年には四百三十万、二十三年には四百八十万、二十四年には五百

二十万、二十五年には五百三十万、二十六年には五百十万、二十七年には五百十万、二十八年には五百十八万、二十九年には五百六十万、三十年には五百九十万、三十一年には五百九十六万、約六百万、三十二年には五百七十万、三十三年には五百二十四万、三十四年には五百二十万、三十五年には五百九十万、三十六年には六百九十六万、約七百万、三十七年には約七百三十万、これがピークになる今の推計であります。昭和三十七年には一応ピークになる、従いまして、先ほど小学校の場合には三十四年がピーク、それから中学校におきましては約数年おくれまして、三十七年がピークになる状況でございます。このような生徒数の動向から見まして、本年あたりから三十四年までは教師の採用が著しく困難になってくるものと考えられます。そうして三十五年から七年にかけては、教員に対する需要が高まっていくものと思われるのでございますが、先ほど申し上げました減少時においての整理が困難となることか予想されますので、これもそのピークを旨当てにして教員の需要は行われなわけであります。



以上が小学校、中学校の児童、生徒数の大体の動向について申し上げたのでございますが、文部省といたしましては、この動向を各学校別に正確に把握いたしました。将来の教育施設あるいは教員養成の計画などの樹立の参考資料といたしますために、その調査を昨年度、三十一年度において実施いたしました。目下その集計中でございます。

次に高等学校の生徒数でございますが、高等学校は御承知のように義務制ではありませんので、昭和三十八年からはっきり現われる入学志望者の増加に対して、果してどの程度収容定員が増加するかわかりませんが、定員の増加が思うようでない場合には、相当の入学難が高等学校においては予想されるわけであります。大体中学校から高等学校に参ります進学率は、三十年度の卒業生等を見ますと、就職しつつ高等学校に、いわゆる定時制高等学校でございますが、就職しつつ進学している者を含めまして、中学校卒業生の約四八%でございます。この率が今後維持されるといふことを仮定いたしますと、大体高等学校の生徒数

は、昭和三十一年度におきましては二百五十万、三十二年度におきまして二百七十万、三十三年度におきまして二百七十四万、三十四年度におきまして二百八十万、三十五年度におきまして二百七十万、それから三十六年度におきまして二百四十五万、三十七年度におきまして二百四十四万、三十八年度におきまして二百八十万、三十九年度におきまして三百二十七万、四十年度におきまして三百四十六万、四十年度の三百四十六万がピークとなって、以降減少して参りまして、四十一年度には三百三十万、四十二年度には三百万、四十三年度には二百八十万、四十四年度には二百五十八万といったような状態を示して、高等学校におきましては三百四十六万というのがピークとなりました。これも先ほど申しました、小学校、中学校に対して順次ずつて参ったのであります。この反面就職のため労働市場に投入される中学校卒業生の数も、この数に比例して増減いたしておるのでございます。その裏につきましても十分研究いたそうと存じまして、文部省の所管であります国立教育研究所において、勤労青少年の問題を調べまして、こ

の中学校から労働市場に参つた者の数、あるいはその後の勤労等を全国的に、各府県の教育研究所を通じて調査をいたしておるのでございます。

次に産業教育の整備について申し上げたいと思ひます。これは人口問題研究所の依られました潜在失業対策に関する決議について私どもの意見を申し上げます。これは人口問題研究所と存するのでございます。その御決議にありますことは、一々まことにごもつともな矣が多いと存するのでございますが、そのほかで特に文部省関係と思われ  
る矣は、才三部の緊急対策の大であると思存するのでございますが、この御決議の御趣旨は、産業教育の整備、それから教育制度の産業教育化、それから成人に対する産業的再教育制度の検討という矣にあるのではないかと存するのでござい  
ます。これりの矣につきましては、文部省といたしまして、さきに産業教育振興法によりまして産業教育関係の施設設備の充實をはかり、また文部省にござい  
ます中央産業教育審議会の御意見などを伺ひまして、高等学校あるいは中学校の職業課程の改善の研究をいたしております。また学校教育以外の、いわゆる社会教育

の面におきまして青年学級、社会学級、公民館などの活動を通じまして、できるだけ産業教育的な活動をいたしておるのでございます。

なお高等教育、すなわち大学につきましては、社会的要請に基きまして、経済企画庁でお作りになりました経済五カ年計画というものを基礎といたしまして、どのくらいの人材をどのくらいの期間に養成しなければならぬかということの研究しております。最近その報告書を出したのでございますが、いずれ各官庁の方に参ると思えます。それはこれでございますが、大学の就職というので、大学卒業生の、経済五カ年計画に伴う必要数、あるいはこれに対応する卒業生というのを調査してございます。この内容につきましては別の機会に御検討を願うことがよいかと存するのでございますが、その結論を簡単に御紹介申し上げます、経済五カ年計画に基きまして高等教育、すなわち大学卒業生の需要を供給の見込みと対比いたしますと、法文系の教育関係は二〇%以上の供給過剰でございます。また逆に工学方面におきましては二七%の不足でございます。その数字は昭和三

十一年から三十五年までの計画に従いますと、工業関係に需要される大学卒業生が、五年間において約二万四千名足りぬという状況であります。毎年約四千名というのが工業関係においては不足してある現状でございます。また高等学校、これは調査は十分にされておらぬようでございますが、高等学校卒業程度の者の理工学方面、いわゆる技術関係の需要に対しまして卒業生の不足が約二十八万名不足してあるわけでございます。この数字を文部省といたしましては、十分に懐重にさらに検討を加えまして、社会的要請に応じた教育計画を樹立いたしました。教育と産業の調和をいたしたく存じてある次第でございます。

御承知のように文部省に中央教育審議会という文部大臣の諮問機関がございますが、これは実は明日總會を開きまして、文部大臣から科学技術教育の改善の方策いかにというのが諮問として出される予定でございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、科学技術の進むは産業教育の振興ということ、現在の日本におきまして、産業、経済の発展に伴って、大いに叫ばれておるので

ございまして、現在の教育体制におきまして、これにこたえるような養成が、大学、高等学校においてできておるかという点を一そう深く検討いたしたい。さよ  
うに考えておる次才でございまして、明日いずれ文部大臣から諮問される予定で  
ございまして、その諮問の内容は、まだ正式にはわかつておりませんが、その大き  
な問題は、科学技術者の養成計画、あるいは現在の大学、高等学校における教育  
内容の改善あるいは教員の質の向上、施設設備の増強、さらに教育制度の再検討  
あるいは産業界との連携方法などについて諮問されるのではないかと想像するの  
でございまして、従いまして文部省といたしましては、中央教育審議会の御答申を  
待ちまして、必要な改善に着手をいたす手はずになっておりまして、人口問題研  
究所の御決議にありますような意味で、産業教育の整備、それから教育制度の産  
業教育化、あるいは成人に対する産業的再教育制度等にも当然触れてくるのでは  
ないかと恐います。

次に御決議にあります教育制度、とりわけ教育年限と労働市場の問題でござい

いますが、戦後の教育制度、特に義務教育の九カ年制が、労働市場の圧迫緩和に役立ってきたことは、人口問題研究会の潜在失業者に関する決議にも述べられているところでございますが、さらに労働市場の圧迫緩和のために、今後この義務教育年限をさらに一そう延長することができないかという問題が問題になるのではないかと存するのでございます。すべての者に中等教育を与えよというのは近代文明国家の教育改造の標榜でございますが、わが国も戦後疲弊のどん底にありまする際に、あえて各種の困難を押し切つて、この義務教育の年限延長の改革を断行した次第でございます。一応御参考にも、各国における義務教育の年限を申し上げますと、十年というのはイギリスでございます。それから九年というのは日本、アメリカ——アメリカは州によって多少違つております。八年というのがフランス、ドイツ、オーストラリア、オランダ、イタリア、七年がスエーデン、タイ、ソビエト、六年が中華民国、五年がインド、四年は中共、フィリピン、ブラジルでございます。わが国の今申し上げた九年というのは、イギリスに次いで

長いのでございまして、従いましてこれをさらに延長するということは、法律の力によりまして強制的に延長することは別といたしまして、国家財政あるいは地方財政の上から見まして、あるいは各個人の財政の上から見まして、今直ちにこの九ヶ年の義務教育の年限を延長することは困難なことかと存するのでございませぬ。この高等学校への就学率をふやしていく施策、中学校まで義務教育でございませぬ。高等学校への就学率をふやしていく方で、たとえば育英奨学法の拡大などについて今後十分研究いたしますれば、あるいは義務教育の終了者が、一そり高等学校に進むのかふえるかと存する次第でございませぬ。先ほど申し上げました、中央教育審議会の答申もいずれありませぬ。高等学校以上のさういつた育英制度の問題もこれに触れるのではないかと思ひますが、いずれ適当な改善の方策を打ち出したいと存する次第でございませぬ。その結果がどのようになるかは今予想することはできませんが、たとえば高等学校の年限延長、あるいは大いに及ぶかわかりませぬが、さういふ面から、あるいは労働市場の圧迫緩和



の計画が打ち出されるということも予想される次でございませう。また現在総理府にありまします中央青少年問題協議会で御検討中の産業高等学校といったものもお考えになつていらっしゃるようでございます。これは大体中学校の終了直で実業に入る職業に従事される青少年をさらにユカ年義務制として、職業あるいは学力をつけるために、産業の高等学校というものを設けまして、そこに義務的に就学させたいという御案でございますが、こういうたものがかかりに実現されるとすれば、そこで多少の労働市場の緩和の役に立つのではないかと存するのでございまして、文部省といたしましても、その点いろいろと考究いたしたいと考えておる次第でございます。

以上申し上げましたように、現在の教育制度のうち、産業教育の徹底に努めますのはもちろん、その根本的改善をはからなければならぬと存するのでございまして、その中央教育審議会の答申の案をもつていろいろ検討いたす予定でございまして、青少年の労働力の質の向上という点もまたこれに触れてくるのではない

かと存するのでございます。

以上はなほだ簡単でございましたが、一応今とっております方策と潜在失業者対策の問題に解れて、いろいろな意見を申し上げた次第でござります。どうもありがとうございます。

○永井会長代理 御質疑がありましたら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

○浜口委員 今の義務教育年限を延長したらどうかという義があるのですが、あなたのお話は、これは国家並びに地方公共団体の財政上できない、むずかしいというお話でした。逆に、義務年限を短縮するということのようなお考えはないのでしょうか。今でも相当負担になっていると思ひます。文部省内には全然そういうお考えはありませんか。

○岡野文部省企画課長 義務教育の六・三制というのは、先ほど申し上げましたように、戦後相当疲弊したときに作つたのであります。文部省としてはこの方針を一応くすどないでやるつもりであります。ただ民間あるいは学界等におきまして、

義務教育九年は長いんじゃないか、八年ぐらいでいいんじゃないか、特に技能者養成の場合には、若いときから早く職につく必要があるので、八年ぐらいでいいんじゃないかという意見が出ておるやに承わっております。

○賀川委員 大隈の近くの尾崎市では、義務教育を受けられない。つまり中学校に入れない子供らに夜間の定時制の学校を作っておるのですが、それを果はいやがる傾向を拵っております。ところが貧乏人で仕方がないものだからやっておる。私どもは尾崎市の顧問をしておるのですが、それをやろうじゃないかということも言つたのです。文部省の御意見はどうですか。定時制を認めて下さいませんか。

○岡野文部省企画課長 義務教育における定時制は、制度的には一応ないことになつております。実際は賀川先生のお話のように、東京の一部にやむを得ず夜間学校を実施しておるやに承わっておりますが、本来は制度的にはないわけでございませう。しかしいろいろと先生のお話のように、就学の困難な児童生徒のためにそういう莫も一応あろうかと思つたので、われわれは、個人的な考えであります。

よく御意見を承わりたいと思ひます。

○賀川委員 実には百二十人あるのです。

○岡野文部省企画課長 定員百二十名ですか。

○賀川委員 いやアプリケーションが百二十人未だにいるのです、私はやむを得ないから、それでも勉強したいという子供はえらいから、そういうふうには継続していきより仕方がないと言うておるのです、それで、地方々々では相当あると思つて、私はむしろそういう方向を文部省は御承認を願いたいという気持であるので、私はそれを、やむを得なければ議会の問題にでもして、一つ食乏な子供には認めてほしいと思つておるのです、東京都内にはどのくらい数はありますでしょうか。

○岡野文部省企画課長 一応制度的にはないことになっておりますから、報告は来ておりません。

○賀川委員 地方では相当あると思つておるのです。

○岡野文部省企画課長 中学校における定時制というのは、実際上は夜間授業をいた

しておるやうに聞いておりますが、正式に、そういう報告は、各都道府県にはあるいは来ておるかもしませんが、本道の方には来ておらないのでございませうが……

○澤田委員 科学技術教育についてはあすの中教審で大臣から諮問が出て、その答申が出たら、それに基づいてやりたいというような事なんでしょうが、文部省としてどうして原案にどういふことを出さなかつたのですか。代議員の方からいい案を出されるんじゃないのですか。文部省の今考えておられる、おそらくあすの会議に出される原案は、これだけの問題については、どういふふうに見ておられるのですか

○関野文部省企画課長 ただいま澤田先生のお話ですが、文部省としてこれの正式の案というものはないのでございませう。各個人、各課といたしましてはあるかと聞いておりますが、文部省として、科学技術、産業教育の対策についていろいろな問題はございませうが、これについての案というものはまとめてはないのでございませう。それはいろいろ御意見はございませうが……。

○澤田委員 私は長く国立大学の方を預かっておりまして、学長の間でもつて——必ずしも産業教育とか技術教育のことだけを考えたのではないのですが、とにかく現在の大学の学科編成がどうもよくないので、その再編成を考えようというところで、私もそのお願いをいたしまして、学長の間に特別の者が出てきてやつて下さるわけですが、二年たつてもちつとも案が出ないので、結局文部省の大学部局でもつてきめるわけじやないか、多少の予算もありますし、大学局でもつてこれをやりましようということ、二年ぐらいかかつて実態の調査をやられて、そしてその実態調査に基いて何かそこに編成がえの方向というものを見出す、それはできませんか。

○副総文部省企画課長 澤田先生のお訪は大学の財政調査のことだと存するのでございますが、さようでございますか。

○澤田委員 財政ばかりじやないのです、財政と制度と表裏一体をなしますから、財政の方から入り込んでいただくかもしれませんが、とにかく大学の学科再

編成ということも、局としてやられないか、どうも局長さん方が勉強しないもの  
ですから——勉強しないというよりかむずかしいのです。むずかしいからいいも  
のが出てこない。それで文部省の大学局でやられたものを一つ拝見して、それか  
ら考えようということ、その後私は大学をやめましたからその後の進行ぶりは  
知らないのですが、とにかく多少固まりかけておったのですか。

〔下村会長着席〕

○岡野文部省企画課長　今のお尋ねでございしますが、澤田先生が学長先生をなさつて  
おるときに、いろいろお願ひしたこともあるのでございしますが、まだ正式にはい  
ろんな意見がございまして——一般教育、専門教育の問題、あるいは学部、学科  
の編成、その他いろいろの問題がありますが、まだ当局の具体的な案になるまで  
とはいつていないように承わっております。あるいは今度の中教審に対する諮問  
に付随して、御答申がさういう矣に鑑れるかまわかりませんが、まだ正式に、大  
学のあるいは学部、学科の編成というような案は出ていないように思っております。

す

○賀川委員　私が文部省にお願いしたいのは定時制の問題であります。中学校を延長するときに無理があったのです。貧乏人というものは、日本の労働階級が一番私は貧乏だと思ふのです。つまり今千二百万人あるならば、そのうちの約百二十万家族ぐらゐは私はボーダー・ラインの人々だと思ふのです。従つてその人々は、お調べ下さつてもわかると思ひますが、その何割かは不就学であつうと思ひます。中学校を出ておらぬ、中学校へ行くような子供はよほどいい子供で、従つて私は文部省において、定時制の問題、これは戦争中もあつたがその前もあつたのですから、もう一ぺん復活して下さい――農村あたりは、ことに広島県あたりは、大部分は三反歩で働いておる。従つて副業を持たなかつたら勉強できないのです。その事情を文部省が知つていらつしやるかどうか。私は貧民を専門にやつておる道でございまして、これを考えていかなかつたらかわいそうだと思ふのです。實際、文部大臣自身が一つ御研究願つて、文部省から、定時制の問題を中学校にも



当てはめるようにお願いしたいのです。私は義務教育が中学校の定時制を認めないという御方針に絶対に賛成しません。私は貧乏人はかり相手にしておるのだからして知つておりますけれども、出ておりません。實際は欠席しておるのか多いのです。それを救うためにぜひ一つ定時制をお願いしたい。これは私は厚生省に實際はお願いしたいのです。

○北岡専門委員 一つ伺いたいののでございますが、中学校、高等学校、大学、どこでもいいのでございますが、学校を出まして就職しました者の賃金別の調べはないでしょうか。こまかい調べでなくてもいいのです。文部省が、この辺がフェア・ペイであるというめどを引かれまして、公正賃金以下の望ましかりざる賃金、このレポートで、潜在失業と称する者がどのくらいあるか、何か部分的な調べでもないでしょうか。

○岡野文部省企画課長 たいいまの奥でございますが、労付省で、何か賃金実態調査、学歴とかみ合せたものがございますね……。

○北岡専門委員 現在の学歴じゃなくて、学校を出ましたすぐの初任給でございませぬ。それの賃金別の調べはございませぬでしょうか。

○岡野文部省企画課長 私は記憶いたしておりませぬけれどもあるかもしれませぬ。

○北岡専門委員 多分それで、最低賃金の具体案はございませぬけれども、かりに総評の八千円をとりませぬれば、どれだけが標準以下になつて就職できないといひますか。そのうちの何割かは賃金が上つて就職するでしょうか。何割かは、それじや法律で禁ぜられるからとれないといふことになるわけです。これは統計ですから、統計がとれないでしうけれども、八千円未満で就職しておるのかどのくらいあるかといつたような調べがございましたらもらいたいと思ひます。

○岡野文部省企画課長 探しまして、いずれこの委員会に文書が何かで御報告いたしたいと思ひます。

○賀川委員 第二に伺ひたいのは、苦学生の問題であります。終戦後私は苦学生を世話しました。が、苦学生も甚暴だし、われわれの方もずいぶん手が届かなかつたの

です。御承知の通り、中共、ソビエトは大学における奨学金制度も徹底してあるのに対して、日本ではそういった奨学金制度というものは相当に徹底していませんので、大学生の困窮な子供は左翼に走るといふ傾向がある。アメリカでは宗教団体の大学に苦学生専門の大学を作つておるのを私は見ました。日本の文部省あたりでは、その苦学生のためのスケジュール——これはたとえば有名なモルガン博士のやつていたオハイオ州の大学ではクラスを二つに分けて、AクラスとBクラスの二組になつて大学の講義を受ける。同じ仕事をAクラスとBクラスが持つておつて、Aクラスが勉強する間はBクラスが休む。逆にAクラスが休む間はBクラスが勉強するという方法まひとつおるのですが、そういうような調べがございましたら、日本の大学あたり、あるいは高等学校あたりでそういう制度を拵つておるところはありませんでしょうか。

○ 岡野文部省企画課長 統計的にはとつておりませんが、ある短期大学におきましてそれは滋賀県にございましたが、そこでは商業科と紡織——機織りでございます。

二つの学校を持つておりまして、その学生が一週間休んで一週間勉強する。休むというのは仕事をするわけです。一週間工場に行つて働いて、一週間は授業をする、こういう制度の短期大学でございます。それは最近やめましたか、そういつた一週間ごとに勉強し、また工場で働くという短期大学がございました。しかし制度的にはそういうことはちよつと困るのでございまして、暗黙に承認しておつたのでございます。一週間勉強して一週間工場に行くというのは制度的ではございませんが、實際的に一つございしました。

○賀川委員 アメリカでは四十大学ぐらいあります。相当成功しておるのがあります。そういうところについても、やはり先ほどお願いした定時制の問題と同じように文部省の方で考えていただきたい。画一的に義務教育は必ず九年間ではなくちやないという事では、貧民は助からぬと思うのです。

○黒木専門委員 実生活保護の中に教育扶助というのがございまして、義務教育に必要な扶助は一切見ぬということで、生活保護の適用を受けておる子弟も一応何

とか学校に行けるような制度があるのです。しかも教育扶助の基準がだんだん最近高くなりまして、問題はボーダー・ライン層ですね。それから生活保護は受けないけれども、生活保護の世帯とすれば収入しかないというような人たちの子弟が問題になっておるのでございまして、これについての解決方法は、生活保護の基準なり教育扶助の基準を上げれば——教育扶助の対象は三十五、六万たりうと思いますが、これを十万一二十万に扶助の基準を上げれば、これでカバーできるわけです。もう一つの方法は、文部省の方でやっております、たとえば教科書の無償支給あるいは学校給食を無償にしてやるとか、育英制度を活発にやるとか、そういう方法があると思う、ただ生活保護で、あたり英文を抱いても高等学校の教育まで教育扶助の対象にならない。そこでやむを得ずこういう硬法を講じておることを黙認しておるのです。それは子供本人が高等学校に入りまして、生活費をその世帯の生活扶助費の中からいたさないで、つまり自分のアルバイトで生活費はみんな見るといふようなことでいくならば、世帯を分離して、その子

供は被保護世帯の世帯員ではないのだというので、家族に対しては生活扶助はする、子供はアルバイトで、どこか住み込みであればそういう被保護世帯員でありながら高等学校へ行けるといふ便法を講じておりますが、できるならば国の経済が成り立てば、高等学校までいく能力がある、そうして行った方が将来その家庭に役に立つということならば、そういう検定制度を置いて、その子供について生活保護まで見るということにすれば、かなりそういう点が救えるのじやないか。そういう点がまだ懸念で、文部省との間に解決がついておりません。

○賀川委員　私は実は神戸市の教育委員もしておるのです。警くことは、小学校でその教科書を買えない子供が大勢いる。ほとんど音楽ばりのような教科書補助金を出しておるのですが、それではとても追いつかない。ことに公共団体の出しておる金なんというものは実にわずかなものだ。従つて教育したい子供などでもか弱いようなほど多いのですけれども、大へん金がかかる。だから定時制の必要を感じておるのは、私自身が経験しておるから私はお願いするのですが、全面的に見

ていただきたい。ことに貧農階級の間には定辨制を認めてもらわぬと、結局元の六年制度に還元するような傾向になってくる。私らはそういう考え方なんです。

○沢田委員　今の賀川さんのお話と関係がないのですが、義務教育は御存じの通り政府が育英資金を出しておる。そうして高等学校以上の生徒には奨学金を出しておるわけです。それを行なつておる学生の数は、毎年々々ふやしておると思ひますか、高等学校、大学の学生で奨学金をいただいておる数はどのくらいになっておりますか。

○岡野文部省企画課長　高等学校、大学、大学院におきまして奨学金をもらつておる学生、生徒の数は、三十一年度におきまして二十一万六千人でございます。そのうち高等学校は七万八千人でございます。それから大学が約十萬、それからあとこまかく教育学部、大学院等がございまして、合計二十一万六千人でございます。

○沢田委員　全体の学生との比率はどういうふうになっておりますか。

○岡野文部省企画課長　今の大学の学生の数が六十万ありますから、六十万につきま

して十三万ぐらひになります。大まかな数字でございしますので、いずれこれはもし統計表がございましたら、差し上げます。

○ 沢田委員 毎年々々ふやしていけば、賀川さんの方も歓迎するでしょう。二十万というところと大学が六十万だから三分の一ですね。

○ 南野文部省企画課長 高等学校を合すると二十万でございますけれども、大学だけでは十三万でございます。

○ 沢田委員 それを毎年ふやしていけば二十万になるじやありませんか。

○ 南野文部省企画課長 毎年ふやせばですね。

○ 黒木専門委員 これは教科書の無償配付の法律があるのですよ。予算が潤沢にとればいいのですが、中途半端なんですね。文部省の予算は、厚生省も同じですか。制度だけはリッぱだけれども、中途半端です。

○ 沢田委員 今イギリスは義務教育が十年で一番長いとおっしゃったが、義務教育はどうか知りませんけれども、南米のウルグアイでは大学まで無償教育ということ



を聞いたのですが、これなら實川さんの趣旨に一番合致するでしょう。小学校から大学まで無償教育で、それで教育の内容等は知りませんが、とにかくリッはな設備を揃っておることは、旅行して見る事ができます。国の総人口は東京都の三分の一ぐらいで、しかも非常に富裕な国ですから、まるで日本から見れば天國みたいなところですよ。ちよつとまねはできないのですが、しかし一応ああいうところは、外務省あたりでは調べていないのですが、私の聞きましましたことが事実なれば、何かか参考のために一つ見ておいていただきたいと思います。あそこは教育の面においてはアメリカ以上ですよ

○飯沼委員　ちよつと伺いますか、先ほど生徒、児童数の話を伺ったのですけれども、日本全国至るところで二部教授、すし詰め教育をやっておるということになりますか。それとも地方によつてそれは違ふのかどうか。二部教授、すし詰め教育というのは、大阪とか東京とかいう大都市の現象なんですか。人口の希薄な地方ですね、そういうところはどうか。やはり同じような状

況が現われておるのですか。

○ 岡野文部省企画課長 地域的にどこが果が詰まっておる、どこの町が詰まっておる、ということは何も存じませんですが、これは調べまして……。

○ 飯沼委員 今でなくてもけっこうです。全国至るところさういふふうには二部教授、すし詰め教育をやっておるのかどうか。むしろそれは東京とか大阪とかいうところの現象であつて、さうでないところは必ずしもさうは言えないのじゃないだろうか。かといふ想像ですが、感じを拵つておるのですけれども、その辺を文部省はどうかといふふうにおいでおいでになるかということをお伺いたいのです。

○ 岡野文部省企画課長 これは詳細に調べましてから、一ツ文書にして差し上げます。概括の数を申し上げますと、全国の小学校の学級数は二十八万学級ございまして、そのうち不正常の、すなわち二部授業であるとか、すし詰め授業であるとか、不正常な授業をやっておりますものが四万一千あるわけでありまして、二十八万に対して約四万、三分の一なんです。これは非常な不正常、いろいろな悪い条

件によつてなつております。

○沢田委員　もう一つお尋ねしたいのです。これは文部省としてはまだ技術教育、産業教育に關する具體的の構想がはつきりしていないとおつしやるから、無理かもしれませんが、産業教育というものを各高等学校、大学のレベルで振興していきますと、人口の顕著な吸収はできないのですが、潜在失業対策をなにする上に顕著なファクターとしてとれることができる程度にいきますか。というのは、こういうふうにそういう面の教育の振興も大事ですけれども、日本の經濟情勢の交転ということも考えなければならぬ。現在の狀況がこうで、技術教育を受けた者が足りないから、これをふやさうとするということもわかるのですが、どうも従来  
の教育というものは、國家百年の大計なんです。そのときどきのことをよくお考えになつて、そうして戦争のときにはさういふ点で非常に技術教育が振興されたいわけですけれども、今法文科系統の学生が非常に多いということは、日本では理工科系統の学校の設備がないというために、やむを得ず大学に行く。従来

教育の本旨からいいますと、法文科も理工科もあるところは、同じ数で理工科教育、技術教育を強調した結果は、人間形成という点で欠ける。一番早いことは、今日本から、われわれのやっておりますユネスコの方に技術者の承継をやっておりますのですが、この担当技術に対する識見とか知識は実に感心されますが、どうも人間的に——外国に行つて、ことに言葉において非常に問題があります。昨年、私がユネスコの幹部と話をしますと、われわれが送考して出しました技術者は少いのでございますが、技術の点においては満足されておりますけれども、その技術を伝える方法を知らない、言葉がうまくありませんから、技術者の方は、どうも技術者ですから文章ができませんとか、外国語がわからぬというように卑下なさるので、これは両方やらなければならぬと思つて、技術教育というものを強調なさることは今日の要請上必要であり、やらなければならぬのですが、両々合せて考えなければならぬ。そういうようなことから考えまして、今度中教審でどういふ答申をなさるか知りませんが、答申の運用においては必ずしもそう顕著

な人口吸収をすることが出てくるかどうかからぬので、お尋ねするのです。

○ 岡野文部省企画課長 大学卒業生を受け入れる数は、一応先ほど申し上げました経

済企画庁の五カ年計画から拝見しまして、現在の職場における学歴ですね、これをずつと推移していつて、五年後そのままの状態を——多少ふえるかむしろ減るかが、そのままの状態を進むものとしまして、毎年大学卒業生の受け入れは約十万人でございます。順次ふえております。三十一年度で十万をちよつと、それから三十五年度は十万九千と、ごくわずかでございますが、ふえております。約十万人いし十一万でございます。これは学科別によりまして違いますが、トータルにおきましては毎年十万になっております。

○ 沢田委員 そのうち技術の不足は……

○ 岡野文部省企画課長 一万三千名でございますが、技術系統で先ほど申しましたように四千不足でございます。

○ 沢田委員 一年ですか。

○ 関野文部省企画課長 一年です。三十年から三十五年までの六年間において、二万四千名不足しております。

○ 飯沼委員 今のにちよつと関連してお伺いしますが、四千名不足というのは、いつごろからそういう現象が現われておりますか。

○ 関野文部省企画課長 推計でございまして、先ほどの経済企画庁の五カ年計画を基準にしていつておるのであります。従来から不足々々と言われておりますが、どのくらいの数が不足かというトータル的必要数がわかっていなかったものでございまして、これでやっておるわけでございます。決して法文系をないがしろにするのじやありませんから、どうぞ一つ御了解を願いたいと思ひます。きょうもその話が出まして、現在の大学における理工系と法文系の比率は約四対六なんです。四が理工系で六が法文系、これは教育学部は別でございまして、官公私立を合せて四対六でございまして、その率を逆にするかということになるとこれは問題でございまして、逆に技術系を六にして法文系を四にしていいかということに

なると、また検討を要する問題がございまして、現在の六対四の比率の上にさらに技術系をふやしたりいいのじやないかというふうにご考えております。比率を列つくり返すということは考えていないのであります。

○沢田委員 四、五に五、五というのはどうです。

○三原専門委員 ちよっとお尋ねします、大学の予備校ですね、この問題はだんだん問題になってきて、最近五年ぐらい予備校へ行って入学する例がある、あるいは日比谷を求て東大へ百七名入った、そのうちの二十五名がすつと入って、あとは全部予備校です。こういう予備校というのは、非常に大事な時期なんです、そういう者は日本全国で何名ぐらいおつて、文部省はどういうふうな対策を講じておられるか。

○岡野文部省企画課長 予備校に通つておる数字でございしますが、毎年大学へ入る数は十五万ぐらいあるようございします。それで高等学校を済ませた浪人も加えますと、約三十八万人というのが毎年の大学志願者でございまして、そのうち十五

万名が入って、残りの二十何万名というものは浪人するか、あるいは別に就職するか、その点は何とも申し上げかねますが、大体去年の例ですと、統計で無業者というのは浪人じやないかと思えます。十七万六千人もおるのです。そのほかは就職、進学をした者でございます。

それから予備校に通つておる数は、予備校というのは各種学校でございまして、各種学校は都道府県知事が所管しておるものでございしますから、全国で何万人の生徒が予備校へ通つておるか、ちよつと統計的にはわかりません。

○沢田委員　これはしかし調べてみる必要はありますね。非常に顕著な事実ですよ。おそらく世界独特の制度じやないですか。あれは学校法人ですか。

○関野文部省企画課長　大体学校法人ですね。個人のものもございますけれども、大体そうですね。

○沢田委員　それではそういうところから調べられますね。

○関野文部省企画課長　都道府県知事には全部そういう統計がございしますから、調べ



られます。ただ生徒の異動が激しいのじやないかと思ひます。

○下村会長 では、これで……

○関野文部省企画課長 どうもありがとうございます。先ほどのわかりません点は、文書なり何なりでお知りせ申し上げます。

〔関野参考人退席〕

○下村会長 それでは大体ヒヤリングは済んだようでございますので、一応これは部会へ移すわけでありますが、なお御度合、御意見があれば承わりたい。

○諸井委員（代理） 私、諸井の代理で参つておりました。諸井の意見としてお聞きいただいてもけっこうだと思ひます。

一つは、統計の問題なんでございますけれども、潜在失業問題がいろいろ取り上げられておりますが、これは伊佐省の数字によりますと一千万、農林省の数字によりますと五、六百万、経済企画庁の対策を必要とする潜在失業者は二百二十万、というふういろいろな数字が出ておりますものですから、こういった基礎

の数字がどう大きく違つて参りますと、やはり考え方とかあるいは対策、あり方、  
そういつたものが變つてこなければならぬと思つたのですか、そういつた数字上  
ついで、一つもう少し整理をして、政府としては公式の数字はこうだといふのをな  
るべく出していただくような御努力を願いたい、と申しますのは、先ほど北岡さ  
んから学校卒業生の初任給は幾らかといふお話がございましたが、その数字につ  
きまして、労竹省の方の数字では中学校の卒業生の初任給は二千三百何円、高  
校の卒業生が三千何百何円、大学の卒業生が一万一千円ですか、そういうふうな  
数字が出ております。そのほか一般には、大体中学校が四千円台、それから高校  
が六千円台、大学が一万一千円台というようなことが出ております。私どもの傘  
下の会社の大企業に例をとりますと、ちよつと高いのであります。官庁から出  
されます数字を見ますと非常にまちまちでございませう。こういうのを一つ、政府  
の統計としてはこうだといふ公式な統計を出していただきませぬことには、対策  
を考へる場合に違つた対策が出てきやしないかと思つたのです。

それからもう一つは、最低賃金の問題でございます。これは総理府統計局の数字によりますと、八千円未満の労働者が昨年三月の統計では六百六十万、そのうち四千円未満の者が何百万ある。これは通産省の方からお話がありましたように、八千円とか六千円とかさういうような一律の線を引き、どのくらいの失業者が出るか、おそらく半分ぐらい出るでしょうということお話でありました。私ももといたしましては、それは非常に心配いたしておるのであります。労働省といたしまして労働使三者構成によります労働問題懇談会で長らくこれを続けて検討して参りました。そうして答申を出しました。これが今度中央賃金審議会におきましてやはり労働使三者でそのあり方、対策というものをきめていくことになっております。最低賃金問題というのは労働問題の上において非常にむずかしい問題なんです。これにつきましては、文面の内容は本多委員からお話がありましたように、大体労働省の方もあるいは通産省の方もお考えはあまり変りがないようでございます。あの文面によりますと、速急に法制化していくというように非常にきつく

現われておるのでございます。私どももいたしましても現在あの統計が確実かどうかは知りませんが、今の日本の社会状態、経済状態の上において一律の線を引いて、そうして速急にこれをやつていくということになると、経済の上、社会の上非常に混乱を起すのじゃないかというふうに心配をいたしておる。労働問題懇談会の答申のように、可能の範囲で両者協定において漸進的に進めていく。そうして機がもう少し熟してから法制化していくという方向に進みたいと思う。理想としてはあくまで持つて最低賃金に一つの基礎をおかなければならぬと思ひますが、その実施につきましては漸進的にやつていきたいという意向を持つておるわけでございます。この点につきまして、これも労働省の考え方ではなくて、労働省を通して、これは政府の考え方、政府の対策だと思つたのですが、これが厚生省関係からまた一つの線が出てくる。そうして政府の中から二本の線が出るといふことになりますと、労働問題運営の上においても非常にむずかしい問題を起しやしないか。できますれば、こういう最低賃金制の問題は、せつかく労働省の方

で政府としてやっておるのでありますから、政府として厚生省の方によく連絡を  
して下さいまして、二本の線が政府の中から出ないようお願いいたしたいと思  
います。これは言い過ぎかもしれませんが、私の個人の考えなのでございますけ  
れども、厚生省関係のこの人口問題審議会におけるそういった最低賃金とか労働  
者の生活という面につきましては、むしろ——賃金のみが労働条件ではないので  
ございますから、その生活に必要なる、あるいは生活保障といったようなものを  
零細企業労働者、ほんとうの低所得労働者ト一挙に進めていくということは、日  
本の経済方においてどうていできないことでもありますけれども、ある一つの方向  
を持ち、そうして段階的にこういうふうに進んでいくということ、ほんとうの  
低賃金者の生活条件を引き上げていくといったようなことにむしろここでぐつと  
力を入れてやっていただけでしたらと思っておるのでございます。そんな希望を  
申し上げて部会へ移していただきたい。あまりきつく労働省の方で出しておられ  
ますけれども、二本の線が出ないようにしていただきたいと思ひます。

○ 下村会長 今のことについて、伊佐省の方で何か発言がありますか。

○ 村上幹幸（代理） この前、総務課長が同じような発言をされております。

○ 永井委員 起革委員会を廃しましたときに、総会のことを十分考慮することについて、  
ます。

○ 下村会長 他に御意見、御質問がありますか。

○ 北岡専門委員 ただいま諸井さん、代理の方がおっしゃった意見につきまして、大体の趣旨は全く同感です。ただし、潜在失業なんかにつきまして、こういうコントロール、ゲア・シマルな議論の多い問題ですから、この数字を一本にしろということは無理だろうと思えます。私は、これはできない相談で、一体潜在失業とは何ぞやということについて、いろいろ意見があるのですが、これは無理な注文だろうと思うのです。この対策で厚生省と伊佐省とか非常に違った意見を出すということとはどうかと思うのです。そうして私もこれに對しまする意見を前に申し述べました。部会に入る前に、総会でもう一言申し上げますれば、ここに、出ましたような

最低賃金の考え方は、これは労働省の考え方も違いますが、あまり私は感心しない。最低賃金そのものは、私は大賛成で、最低賃金制度によることは賛成なんです。これによって失業者を出さないのだという趣旨が最低賃金の根本でなければならぬのに、とにかく賃金の少い者は最低賃金で落してしまうのだ、そうしてこれを厚生省の社会保障に移すのだというような考え方は、これはあまり感心しない。こういうふうな方向で進まないように私は希望したい。もしそういう方向で進まれますと、厚生省の政策と労働省の政策、それからそのほかの産業関係の省におきましては、もうこの議案に上っておるような最低賃金をきめて、現在とにかく何らかの企業において産業のために働いておる者も失業者に落して、産業から見ますればそれだけの手を失う、労働者から見ますれば生活の道を失うのですね。そういう考え方は、私は健全じゃないと思うのです。賃金を上げて、も産業がつぶれないように、労働者が失業しないようにという精神をもってやられることを特に希望したい。産業並びに労働と矛盾するような、何でもかんでも落してし

まづ、社会保障に移すということは、非常に不健全な考え方だと思ひます。私は前にもちよつと申し上げたのですが、強く部会に移る前に申し上げたいと思ひます。

○村瀬委員　私は商業政策の問題についてちよつと希望を申し上げておきたいと存するるのであります。この商業政策の問題は非常にむずかしい問題で、現にこの決議案の御説明のときにもこの点についてはなかなか対策が立ちにくいということを言われておりました。またこの案に出ておりますように、組織化を推進するといふ点しか出ていないのでございしますが、私自身もまた従来からさういふふう考へておつたのでありますけれども、一体日本の人口の増加する部分が全国で、たとえ農業においてもなかなか吸収できない。それから工業については合理化等によつて人口がかえつてふえるぐらいで、なかなか吸収しない。さうすると過剰人口は商業その他の方面に進んでいくといふような傾向があるのです。現にこの間の産業五カ年計画を作るときでも、初めはいろいろの方面で人口を吸収するとい



つておつたのでありますが、最後の案では、やはり過剰人口はほかでは吸収がで  
きないので、商業部内等において吸収するということになつておるのであります。  
現在通産省で考えております。私どももそう考えておつたのですが、一体その商  
業部内等において人口を吸収しないと日本の過剰人口はどうなるのかというよう  
な問題にぶち当るので、どうしても商業の責任を感ずる。その結果はどうなるか  
という点、商業に対する対策が立たないという結果になつてくるのです。それで  
最近私は考えてみましたか、やはり農業の方でも合理的の経営とか、それから今  
賃金の問題でも最低賃金というような問題が起つてきております。過剰人口を全  
部商業の方で實際吸収するという責任を負うことではなくて、商業、配給機構の合  
理的な形態、合理的な対策はどうであるかという方面から純経済政策の建前から  
商業政策を立てて、そうして過剰の分は、今非常に不健全だと北岡さんが言わ  
れたのであります。社会保険なり社会保障等において考慮していく。全部の責  
任をこういふような商業部内等に向わせるというふうなことでは、結局対策はど

うしても立たないのじゃないかと思うのです。従つてやはり商業政策は純経済的  
の立場から見ても、配給機構にどれだけの人が要るか、どういう組織が要るかとい  
う点を通じまして、そうして余分な方に対しましては別な方法で、どういう方法  
を考へるかというふうにはつきりスタンド・フランを立ててやめぬといけない。  
山中先生も言つておられたように、商業政策というものは実は何もないので、  
立っていないのです。やはり根本は合理的な商業対策といふのでなくして、人口  
過剰を全部そういう方面で買わなければならぬという考へであるから、これは対  
策が立たぬのは当然だと思ふのです。やはり商業政策を考へて参ります場合にお  
いて、商業とかそういう配給機構といふような方面においては一体合理的にどう  
やっていったらいいか、それで過剰の分は全部そっちの方で負担するといふの  
じゃなく、やはり過剰人口に対する適正な対策を立てていく、もちろんその実  
行においては十分に漸進的にやっていく必要があると思ひますが、考へる根本と  
しては、はつきり分けて考へていかなないといふまで立たつても対策の根本が立た

ないのじゃないか、かように考えるのであります。従って立案せられる場合には、  
その点についての十分な検討を願いたい、かように考えております。

○下村会長 他に御意見はありませんか。——それでは本日はこの程度で打ち切りま  
して、次に部会でさらに検討を加えて調査を進めたい、そういうことにいたしました  
と思います。御多用の中をまことにありがとうございます。

午後二時四十五分散会

(了)

\_\_\_\_\_

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 2 2